

睦沢町住宅家賃補助金交付要綱

平成 24 年 3 月 26 日

告示第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、若者の定住を推進するため、睦沢町内において自己の居住の用に供するため賃貸住宅等に入居する若者世帯（以下「入居者」という。）の負担軽減を図るため、家賃の一部に対して補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき、睦沢町内に住所を有する 40 歳以下の者をいう。
- (2) 賃貸住宅 睦沢町内において賃貸住宅若しくは賃貸アパート（以下「賃貸住宅等」という。）を経営する者が所有する玄関・居住室・台所・バス・トイレを完備した、町長が認めた住宅をいう。ただし、公的賃貸住宅（睦沢町若者定住型賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成 24 年条例第 22 号）で定めた住宅を除く。）をはじめ入居する者の親族（3 親等以内）が所有する住宅、社宅、官舎、寮、住宅の間借りは賃貸住宅等には含まないものとする。
- (3) 基準額 入居する者が毎月支払う実質家賃で、勤務先事業主から支払われる住宅手当等を控除した額をいう。なお、敷金及び共益費、駐車場使用料等直接の家賃とは認められない経費は含まないものとする。
- (4) 町税等 市区町村税、介護保険料、保育料、給食費、水道料金及び住宅使用料をいう。

(対象者)

第 3 条 本事業の対象者は、平成 24 年 4 月 1 日以降に賃貸契約を締結し入居した者で、入居者のどちらかが満 40 歳以下の夫婦または満 40 歳以下のひとり親世帯の父若しくは母（以下「若者夫婦等」という。）とする。ただし、この要綱の規定による補助金を過去に受け取った者は除く。

(家賃補助金の額等)

第 4 条 本事業の家賃補助金の額は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 前項に規定する家賃補助金の支給期間は、交付決定した日の翌月から起算し、連続した 36 か月間とする。ただし、補助金対象者が 41 歳に到達した場合は、その日の属する月までとする。
- 3 補助金算定の対象となる月数は入居者が家賃を支払った月とする。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅家賃補助金交付申請書（様式第1号）に次に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票謄本（夫婦及び同居者全員）
- (2) 市町村民税納税証明書
- (3) 入居する賃貸住宅の平面図（間取り図）
- (4) 入居する賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (5) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅手当を受けている者全員）
- (6) その他町長が必要と認める書類

(決定・不決定)

第6条 町長は、前条による申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたとき、又は不適当と認めたときは、住宅家賃補助金交付決定（不決定）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第7条 住宅家賃補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、住宅家賃補助金請求書（様式第4号）により年2回（9月及び3月）町長に補助金を請求することができるものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに口座振替により補助金を支払うものとする。

3 町長は、年2回（9月期又は3月期）の支払決定の基準日において、町税等を滞納しているとき、又は請求書を提出しないときは、9月期又は3月期の補助金を支給しないものとする。

(資格の喪失)

第8条 補助金交付決定者は、次のいずれかに該当したときは、当該事由の発生した翌月から住宅家賃補助金の交付を受ける資格を喪失する。

- (1) 夫婦が離婚したとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他公的
制度による家賃補助金等を受けたとき。
- (3) 第2条第2号に規定する賃貸住宅等を退去したとき。
- (4) 夫婦のいずれも又はひとり親世帯の父若しくは母が満41歳に達したとき。

(異動届)

第9条 交付決定者は、第5条の申請書記載内容に変更を生じたとき、又は前条各号に該当したときは、速やかに当該異動等の内容を記した住宅家賃補助金交付事由異動届（様式第5号）を、町長に提出しなければならない。

(変更決定)

第10条 町長は、前条の異動届を受理したときは、内容を審査し、相当と認めるときは、住宅家賃補助金交付変更決定通知書（様式第6号）により、当該届出をした者へ通知するものとする。

(返還命令等)

第11条 町長は、虚偽の申請など不正な手段で住宅家賃補助金の交付を受けたことが発覚したときは補助金交付決定者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定による補助金の返還を求めるときは、住宅家賃補助金返還命令書（様式第7号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

種別	補助金額
若者夫婦等	基準額に100分の40を乗じて得た額。ただし、その額が20,000円を超えるときは20,000円とする。(月額上限)